

目的

この要綱は、高津区区民会議の組織について、条例及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

委員の構成

- 1 会議は、規則第3条第1項に掲げる分野に応じて定数を定める分野別委員並びに「高津地区」及び「橘地区」に応じて定数を定める地区別委員それぞれ10人以内をもって組織する。
- 2 分野別委員は、条例第3条に規定する調査審議事項及び団体の活動内容、規模等を考慮し、区長が推薦を依頼するものとする。
- 3 地区別委員は、公募及び高津区全町内会連合会からの推薦によりそれぞれ5人以内の定数を、高津地区及び橘地区の人口比率を考慮し区長が割り当てるものとする。

委員の公募

公募の実施に当たり、申込み及び選考に係る事項は、区長が別に定める。

庶務

会議の庶務は、総務企画課企画調整担当において処理する。

委任

この要綱に定めるもののほか、会議の組織について必要な事項は、区長が定める。

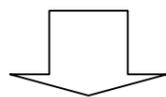
委員の構成及び選任について(案)

地区別

一定の区域に基盤をおき、地区ごとに定数を設ける

平成17年10月1日

高津区人口 201,766	高津地区	116,899 (57.9%)
	橘地区	84,867 (42.1%)
高津区世帯数 91,262	高津地区	55,837 (61.2%)
	橘地区	35,425 (38.8%)



高津地区 6 : 橘地区 4

	高津地区	橘地区
町内会・自治会からの推薦	3人以内	2人以内
公募	3人以内	2人以内

【町内会・自治会からの推薦】

全ての区域に基盤を持つ住民自治組織として、地区を代表する委員を推薦する

【公募委員の条件】

平成18年4月1日現在で原則満20歳以上の区内在住、在勤、在学、または区内での活動経験1年以上の人（市職員と市の附属機関などの委員は除く）

公募委員の選考については、高津区区民会議公募委員選考委員会による

地区別の定数については第2回高津区区民会議で確認済

10人以内

10人以内

分野別

区域横断的な活動に基盤をおき、分野ごとに定数を設ける

分野	推薦団体
防犯、防災、交通安全	高津安全・安心まちづくり推進協議会 高津区自主防災組織連絡協議会 高津区交通安全対策協議会など
福祉、高齢者支援、医療	高津区社会福祉協議会、身体障害者協会高津支部 高津区民生委員・児童委員協議会 高津区老人クラブ連合会、高津区医師会など
子育て、教育	高津区子どもネットワーク会議 高津区PTA連絡協議会、高津区体育指導員会 高津区青少年指導員会、高津区地域教育会議など
緑、ごみ、環境対策	公園緑地愛護会、美化運動実施高津支部 高津区廃棄物減量指導員連絡協議会など
工業、商業、農業、労働	高津工友会、高津区商店街連合会 JAセレサかわさき、川崎地域連合など
文化、観光、青年会議	高津文化協会、高津観光協会 高津青年会議など
まちづくり推進組織	高津区まちづくり協議会など

【委員の推薦を依頼する団体の条件】

区民会議で審議する地域課題と、活動内容、規模（区内全域を対象、構成員が多い）を考慮して委員の推薦を依頼する

分野については第2回高津区区民会議で確認済

高津区区民会議委員 20人以内

選任にあたっては、女性が3割以上、20～30歳代が1割以上となるよう委員のバランスに配慮する